

喜多方市  
住居確保給付金のしおり  
【家賃補助】

離職等により住居を喪失した又はそのおそれのある方へ

令和7年4月現在

## 住居確保給付金【家賃補助】とは

離職、自営業の廃業（以下「離職等」という。）又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した方または、そのおそれのある方に、一定期間、家賃額相当分の給付金（限度額あり）を支給することで、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給額：以下を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	支給上限額
1人世帯	33,000円
2人世帯	40,000円
3～5人世帯	43,000円
6人世帯	46,000円
7～10人世帯	51,000円

支給期間：3か月間（一定の要件を満たせば9か月まで延長可能）

支給方法：原則、不動産業者等の口座へ代理納付

## 対象者について

以下の①～⑧（②、③は（ア）又は（イ））のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した又はそのおそれがある。ただし、申請者および申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うにあたって居住可能な住宅を所有していないこと。

② （ア）離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること。

※ただし、当該期間に疾病、負傷、育児等の事情により求職活動を行うことができなかった場合は、その日数を加えた期間（最長4年）以内であること。

（イ）やむを得ない休業等の場合は、申請日において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃

業の場合と同等程度の状況にあること。

- ③ (ア) 離職等の場合は、離職等の日において、主たる生計維持者であること。

※ただし、離婚前においては主たる生計維持者ではなかったが、離婚等により申請時においては世帯の生計を維持する上で中心になっている場合も含む。

(イ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、主たる生計維持者であること。

- ④ 公共職業安定所等へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

※ただし、②(イ)に該当する方で自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると市が認める場合は最長6か月間に限り当該取組を行うこと。

- ⑤ 申請者および申請者と同一の世帯に属する方の申請する日の属する月又は前月の収入（毎月の収入に変動がある場合は直近3か月間の平均月收入）の合計額が収入上限額以下であること。

世帯人数	基準額	+家賃額 (※上限有)	収入上限額
1人世帯	78,000円		111,000円
2人世帯	115,000円		155,000円
3人世帯	140,000円		183,000円
4人世帯	175,000円		218,000円
5人世帯	209,000円		252,000円
6人世帯	242,000円		288,000円

※給与の場合、通勤手当を除いた総支給額。自営業の場合は、経費を差し引いた後の額。定期的に支給される失業等給付、公的年金を含む。特定の目的のために支給される児童扶養手当等、奨学金等は除く。

- ⑥ 申請日における、申請者および申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託等）の合計額が基準額以下であること。

世帯人数	合計資産額
1人世帯	468,000円
2人世帯	690,000円
3人世帯	840,000円
4人世帯以上	1,000,000円

- ⑦ 自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者および申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者および申請者と同一の世帯に属する方が暴力団員でないこと。

## 支給額について

- ・世帯収入額が基準額以下の場合 ⇒ 支給額は家賃額（※上限有）
- ・世帯収入額が基準額超過の場合  
⇒ 基準額 + 家賃額（※上限有） - 月の世帯収入額

### 【例】

- ・単身世帯（家賃 35,000 円）の場合
  - 月の世帯収入額が 78,000 円以下の場合 ⇒ 上限 33,000 円支給
  - 月の世帯収入額が 78,000 円以上 111,000 円以下の場合  
⇒111,000 円（収入額上限） - 80,000 円（月の世帯収入額）  
=31,000 円 < 33,000 円（支給上限額）⇒ 31,000 円支給
- ・2人世帯（家賃 39,000 円）の場合
  - 月の世帯収入額が 115,000 円以下の場合 ⇒実家賃 39,000 円支給
  - 月の世帯収入額が 115,000 円以上 155,000 円以下の場合  
⇒154,000 - 130,000 円（月の世帯収入額）=24,000 円（支給額）

## 申請時に必要なもの

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）
- ② 住居確保給付金申請確認書（様式 1-1A）
- ③ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ④ (ア) 離職等から2年以内であることが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証の写し等）  
(イ) 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、収入金額が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ、年金振込通知書、収支状況表※個人事業主の方等）

- ⑥ 申請者および申請者と同一の世帯に属する方全員の預貯金通帳（ネットバンクを含む）の写し
- ⑦ 入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）又は入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）
- ⑧ 当該住宅の賃貸借契約書の写し、重要事項説明書の写し

## 住居確保給付金受給中の就職活動等について

住居確保給付金は、有期の支援期間内における就労による自立を支援する制度です。支給期間中は、公共職業安定所等の利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動等を行ってください。熱心かつ誠実な相談等を行わず、担当者に様式への押印だけを求めるなど求職活動等を怠る場合、支給を中止することがあります。

受給月数	あなたの状態		必要な求職活動等
1か月目 ～ 6か月目	離職・廃業		①自立相談支援機関（喜多方市生活サポートセンター）での面接等（月4回以上） ②公共職業安定所等への相談（月2回以上） ③求人先へ応募又は面接（週1回以上）
	休業等により減収	就労を目指す方	
		自営業者	
7か月目 ～	全員		①自立相談支援機関（喜多方市生活サポートセンター）での面接等（月4回以上） ②公共職業安定所等への相談（月2回以上） ③求人先へ応募又は面接（週1回以上）

毎月15日までに上記の活動状況報告書等を自立相談支援機関（喜多方市生活サポートセンター）へ提出してください。また、収入のあった方は給与明細等収入金額を確認できる書類を提出してください。

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を提出してください。

## 家賃補助の申請から決定まで

- 生活サポートセンター又は喜多方市社会福祉課へ相談
- 住居確保給付金（家賃補助）の申請書類の準備  
申請書や本人確認書類等、各種必要書類を用意してください。
- 入居住宅の貸主との調整  
不動産業者等へ「入居住宅に関する状況通知書」（様式 2-3）の記入及び交付を受けてください。また、振り込みは、市から不動産業者等の口座に直接行われることをお伝えください。（必ずしも、支給額＝家賃額ではありません。）
- 公共職業安定所等での求職申込み又は経営相談先への相談申込み  
離職等の方は、公共職業安定所等へ求職申込みを行い、求職番号をもらってください。  
収入減少している方のうち自立に向けた活動を行う方は、経営相談先へ相談申込みをしてください。
- 住居確保給付金（家賃補助）の申請書類の提出  
前ページに記載のある各種必要書類が揃っていることを確認し、喜多方市生活サポートセンターへ提出してください。
- 住居確保給付金（家賃補助）の支給審査・決定  
審査の結果、受給が決定した場合は「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、常用就職届、その他報告様式が交付されます。  
受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金が不支給となった旨連絡してください。

## 延長・再延長について

受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、申請により3か月ごとに延長・再延長が可能です。

（要件）・受給期間中に誠実かつ熱心に就職活動等を行っていた。

・収入要件、資産要件を満たす 等

延長を希望される場合は、現在の受給期間の最終月になりましたら、自立相談支援機関（喜多方市生活サポートセンター）へお知らせください。

求職活動等の状況を確認し、延長・再延長の申請書、必要書類を提出していただきます。

## 再支給について

住居確保給付金の支給を受けて常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に、事業主の都合による離職、廃業、もしくは個人の責に帰すべき理由・都合よらず新たにシフト減等により収入が減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過しており、かつ支給要件に該当する場合は、再支給を受けられる可能性があります。

※あらかじめ雇用期間が決まっており、更新のないことに合意していた場合は会社都合による解雇にはあたりません。

## 支給額を変更できる場合があります

原則として、受給期間中の支給額の変更は行いませんが、以下の場合は、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ・ 収入が一定額以上あることから一部支給を受けていた方で、受給中に収入が減少し、世帯収入額が基準額を下回った場合
- ・ 支給対象者の責によらず転居せざるを得ない場合または自立相談支援機関等の指導により市内での転居が適当であると認められる場合

支給額の変更申請を行う場合は、「住居確保給付金変更支給申請書」を提出していただく必要がありますので、家賃額の変更が確認できる書類、収入の減少が確認できる書類等をご用意の上、喜多方市生活サポートセンターへお知らせください。

## 住居確保給付金の支給の中止について

以下のいずれかに該当した場合は、支給を中止します。

- ・ 毎月1回の実施主体の支援員等による面接等を怠った場合
  - ・ 受給者が常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ※原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止。
- ・ 受給者が常用就職等をしたこと及び就労収入の報告を怠った場合

- ・住宅を退去した者（大家からの要請の場合、生活自立サポートセンター（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については、退去した場合

※退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給中止。

- ・支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- ・支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
- ・支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する方が暴力団員であると判明した場合
- ・受給者が生活保護費を受給した場合
- ・支給決定後、受給者が疾病または負傷により、受給を中断した場合において、中断決定をした日から中断期間が2年を経過した場合
- ・上記のほか、受給者の死亡等支給することができない場合  
支給を中止する場合は、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金を返還いただく場合があります

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、住居確保給付金の支給を中止するとともに、既に支給された給付金の全額または一部の返還をしていただきます。

生活資金の必要な方

総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みができる場合があります。

住居確保給付金受給中に生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。福島県社会福祉協議会による審査に通った場合は、貸付決定が通知されます。

申込先：喜多方市社会福祉協議会 電話 0241-23-7373

<お問い合わせ先>

● 喜多方市 社会福祉課

住 所：喜多方市字御清水東7 2 4 4 番地 2

電 話：0 2 4 1 - 2 4 - 5 2 5 7

メール：[syakai@city.kitakata.fukushima.jp](mailto:syakai@city.kitakata.fukushima.jp)

● 喜多方市生活サポートセンター

住 所：喜多方市字上江3 6 4 6 番地 1

電 話：0 2 4 1 - 2 3 - 7 3 7 3

メール：[seikatu-support@kitakata-shakyo.or.jp](mailto:seikatu-support@kitakata-shakyo.or.jp)

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始は除く）